

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	5,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	18,000円	5,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

(編者注1)

役員・評議員の報酬は、「理事・監事・評議員報酬及び旅費規程」等を整備した上で勤務実態に即して支給し、役員の地位にあることによるのみ支給しないことが必要とされています(定款準則第8条)。社会福祉法人の役員報酬等の本部経費に対する補助はもともと考慮されておらず、下表のような一部制限が緩和されている程度です。報酬を支給する場合は、特養ホームにおいて介護報酬を、障害者支援施設において自立支援給付費を財源とすることは認められていますが、「高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費」に充てることはできないとの通知をふまえ設定することが望まれます。なお、措置施設、保育所、障害者支援施設においては、役員報酬は本部経理区分からのみの支出とされており(社援施第6号)、本部経理区分の財源は、措置施設、保育所においては寄付金収入、当該経理区分からの利子相当の繰り入れ、前期末支払資金残高に限定されています。障害者支援施設は当該経理区分からの繰り入れには制限はありません。特養ホームについては、指導指針(老計第8号)による場合は特養ホーム会計区分から役員報酬を支出できます。財源とのバランスにより報酬を定めてください。その意味で、前記例はあくまで例示であり、上記報酬等支給の財源があることを保障したものではありません。いずれにしても、役員報酬規程を制定した上での支給が必要です。

さらに、東京都福祉保健局ホームページ(社会福祉法人・施設情報)では、東京都所管の社会福祉法人ごとに「役員等報酬の合計額」を掲載していますので、参考にしてください。

なお、役員報酬は職員のような労働の対価としての給与ではなく、あくまで労力提供への薄謝的性格といえます。したがって、生活給的な位置付けは財源からできません。

本部経理区分の財源表は下記のとおり。

	特養ホーム (会計基準)	障害者支 援施設	就労支援 事業	保育所	措置施設
本部経理区分での寄付金収入	可	可	可	可	可
施設経理区分の利子相当額の本部経理区分への繰入	可	可	可	可	可
収益・公益事業からの本部経理区分繰入や本部経理区分独自財源	可	可	可	可	可
施設経理区分の当該年度運営費あらの本部経理区分への繰入	可	可	可(注)	不可	不可
前期末支払資金残高の本部経理区分への繰入	可	可	可	可	可

(注) ただし、「就労支援事業収支の部」からの本部経理区分への繰入は不可。

なお、本部経理区分には、報酬のほか、理事会開催経費等が属します。

(編者注2) 別表2は日額として提示していますが、月に何日も勤務がある場合は報酬額が多額となることから日額ではなく、月額、年額制とすることも考えられます。

(編者注3)

報酬は、源泉徴収の対象です。源泉所得税の適用税率は、その種類に応じて決定されるものですが、所得税法第28条第1項は「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」とされており、役員の報酬もこれに該当することになります。理事報酬の源泉税は、所得税法204条の報酬には該当しないので10%源泉は不適用。役員・評議員への報酬の支払は、乙欄給与日額表を適用することになります。

(編者注4)

理事会及び評議員会の実費弁償費の源泉徴収不要の根拠は以下のとおりです。

「所得税基本通達9-3 法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。」

従って、理事等役員の旅費支給規程が(1)、(2)の要件を満たしてかつ実費相当といえる仕組み(登録住所からのキロ数に応じて段階的な定めなど)であればあえて課税しない、と理解できます。

上表での実費弁償費は役員・評議員一人ひとりの「実費」を把握した上で支給するものではなく、概ね登録住所からのキロ数が大きく相違なく、結果的に一律に支給する例示です。地域の実情により、また、近場のみ役員・評議員の場合は、減額支給する方法もあるでしょう。